

美浜町

U・Iターン移住就職等支援金

県外からの移住
した方を対象に

2人以上の
世帯

50

万円

単身の
世帯

30

万円

対象者の要件

(1)、(2)及び(3)～(5)のいずれかの要件を満たす方

✓	(1) 年齢	<input type="checkbox"/> 45歳以下(申請年度の4月1日時点)である。
✓	(2) 移住等	以下の全ての事項に該当すること。 <input type="checkbox"/> 住民票を移す直前に、5年以上連続して福井県外に在住していた。 <input type="checkbox"/> 転入後3か月以上1年以内の申請である。 <input type="checkbox"/> 5年以上継続して美浜町に居住する意思がある。
	(3) 就業	以下の全ての事項に該当すること。 <input type="checkbox"/> 福井県内の就業場所に就業している。 <input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、連続して3か月以上在職している。 <input type="checkbox"/> 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
	(4) テレワーク	以下の全ての事項に該当すること。 <input type="checkbox"/> 所属企業等からの命令ではなく自己の意思により移住し、美浜町を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行っている。 <input type="checkbox"/> 地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みで、所属企業等から資金提供されていない。
	(5) 起業	<input type="checkbox"/> 福井県のU・Iターン移住創業支援事業助成金の交付決定を受けている。

※要件や申請手続きに関する詳細は、町のホームページをご確認ください。

申請書類

申請には次の書類が必要です。 申請期限：2月28日まで

- 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- 誓約書兼同意書(様式第1号の2)
- 就業証明書(様式第2号、様式第2号の2)又は起業支援金の交付決定通知書の写し
- 写真付き身分証明書の写し(提示により本人確認できる書類)
- 住民票の写し
- 住所変更の履歴を証明する書類(戸籍の附票)

※その他、対象者により必要な書類がございますので、詳細は町のホームページをご確認ください。

※申請日から起算して5年以内に町外へ転出した場合は、支援金を一部または全額を返還していただく場合があります。

【お問い合わせ】

美浜町まちづくり推進課 移住定住・集落元気推進室

TEL:0770-32-6701 FAX:0770-32-1115

メール:machidukuri@town.fukui-mihama.lg.jp

【町HP】



美浜町

U・Iターン移住就職等支援金

東京圏から移住
した方を対象に2人以上の
世帯

100

万円

単身の
世帯

60

万円

対象者の要件

(1)及び(2)～(5)のいずれかの要件を満たす方

✓	(1) 移住等	以下の全ての事項に該当すること。 <input type="checkbox"/> 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区に在住または通勤していた。 <input type="checkbox"/> 転入後3か月以上1年以内の申請である。 <input type="checkbox"/> 5年以上継続して美浜町に居住する意思がある。
	(2) 就業	以下のいずれかの事項に該当すること。 <input type="checkbox"/> 福井県の就職マッチングサイト「291JOBS」に【移住支援対象】として掲載している法人に就業している。 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業、先導的人材マッチング事業を利用して就業している。
	(3) テレワーク	以下の全ての事項に該当すること。 <input type="checkbox"/> 所属企業等からの命令ではなく自己の意思により移住し、美浜町を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行っている。 <input type="checkbox"/> 地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みで、所属企業等から資金提供されていない。
	(4) 関係人口	以下の全ての事項に該当すること。 <input type="checkbox"/> 福井県が関係人口拡大を目的として実施した事業の参加者・利用者である。 <input type="checkbox"/> 美浜町を訪問し、移住に向けた現地活動を行った。 <input type="checkbox"/> 就業、自営業で自活できる程度の収入を得ている又は得る見込みである。
	(5) 起業	<input type="checkbox"/> 福井県のU・Iターン移住創業支援事業助成金の交付決定を受けている。

※要件や申請手続きに関する詳細は、町のホームページをご確認ください。

申請書類

申請には次の書類が必要です。 申請期限：2月28日まで

- 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- 就業証明書（様式第2号、様式第2号の2、様式第2号の3）、自ら事業を営んでいることが確認できる書類又は起業支援金の交付決定通知書の写し
- 写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認できる書類）
- 住民票の写し
- 住所変更の履歴を証明する書類（戸籍の附票）

※その他、対象者により必要な書類がございますので、詳細は町のホームページをご確認ください。

※申請日から起算して5年以内に町外へ転出した場合は、支援金を一部または全額を返還していただく場合があります。

【お問い合わせ】

美浜町まちづくり推進課 移住定住・集落元気推進室

TEL:0770-32-6701 FAX:0770-32-1115

メール:machidukuri@town.fukui-mihama.lg.jp

【町HP】



美浜町にUターンし定住している方の奨学金返還を支援！

美浜町

Uターン者奨学金返還支援事業

奨学金返還残額

の全額を対象に **最大150万円**を補助

補助対象要件

次の要件をすべて満たす方

- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(第一種・第二種)を遅延なく返還している
- 美浜町出身(※)である
※大学等に就学するまでに、1年以上美浜町内に住所を有していた方
- 申請時点において、町内に住所を有し、居住している
- 大学卒業後、累計で10年以上町内に住所を有している
- 当該年度の4月1日時点で、35歳以下である
- 奨学金の返還を支援する別の制度を利用していない

★上記以外の要件もありますので、詳しくは美浜町HPをご確認ください。

申請書類

申請には次の書類が必要です

- 補助金交付申請書兼完了実績報告書(様式第1号)
- 大学等を卒業したことを証する書類
- 奨学金返還証明書(※)
- 住所変更の履歴を証明する書類(※)

※交付申請日から1箇月以内に発行されたものとします。



【お問い合わせ】

美浜町まちづくり推進課 移住定住・集落元気推進室
TEL:0770-32-6701 FAX:0770-32-1115
メール:machidukuri@town.fukui-mihama.lg.jp

【町HP】



空家を賃借し入居する方の家賃の一部を支援!

美浜町

ウェルカム美浜空家家賃支援事業

賃借する空家
の家賃月額

の 2分の1 の額

最大 **48** 万円^(※) を補助

※月額2万円×24箇月

補助対象要件

次の要件をすべて満たす方

- 空家情報バンクに登録されている住宅^(※)を賃借し、当該年度の4月1日以降に入居する方

※3親等内の親族が所有する住宅は対象外となります。

- 当該空家以外に、町内に所有する住宅がない方



申請書類

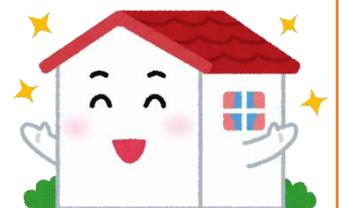
申請には次の書類が必要です。

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 賃貸借契約書の写し
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 世帯員全員の住民票の写し

請求時期等

補助金の請求時期等は次のとおりです。

期別	対象家賃	提出期日
第1期	4月分～7月分	7月末日
第2期	8月分～11月分	11月末日
第3期	12月分～3月分	3月末日



【お問い合わせ】

美浜町まちづくり推進課 移住定住・集落元気推進室
TEL:0770-32-6701 FAX:0770-32-1115
メール:machidukuri@town.fukui-mihama.lg.jp

【町HP】



民間賃貸住宅に入居する若者夫婦世帯等の家賃の一部を支援！

美浜町

若者夫婦世帯等定住促進家賃補助金

民間賃貸住宅
の家賃月額(※)

の **3分の1** の額

※住居手当等を差し引いた額

最大 **48** 万円(※)を補助

※月額2万円×24箇月

補助対象要件

次の要件をすべて満たす方

- 民間賃貸住宅(※1)に入居後1年以内の世帯であること
※1 公的賃貸住宅、事業主から貸与を受けた住宅、3親等内の親族が所有する住宅等は除く。
- 若者夫婦世帯(※2)または子育て世帯(※3)であること
※2 共に39歳以下の夫婦が同居している世帯。
※3 15歳以下の子どもと生計を一にし、同居している世帯。
- 前年の収入合計が960万円以下の世帯であること
- 町内に2年以上継続して定住すること
- 世帯員が町内に所有する住宅がないこと



申請書類

申請には次の書類が必要です。

- 補助金交付申請書(様式第1号)
- 賃借する民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- 住宅手当等支給証明書(様式第2号)
- 世帯員全員の住民票の写し
- 誓約書兼同意書(様式第3号)
- 前年の収入が確認できる書類(所得証明書等)



【お問い合わせ】

美浜町まちづくり推進課 移住定住・集落元気推進室
TEL:0770-32-6701 FAX:0770-32-1115
メール:machidukuri@town.fukui-mihama.lg.jp

【町HP】

